

## 総代会の役割と機能

信用金庫は、「相互扶助」を基本理念に掲げる、会員制度による協同組織金融機関です。会員は一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし全員参加の総会の開催は時間的・物理的にむずかしく現実的ではありません。そのため当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保す

るため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

総代会は決算書の承認や定款の変更、および理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって総代会は総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

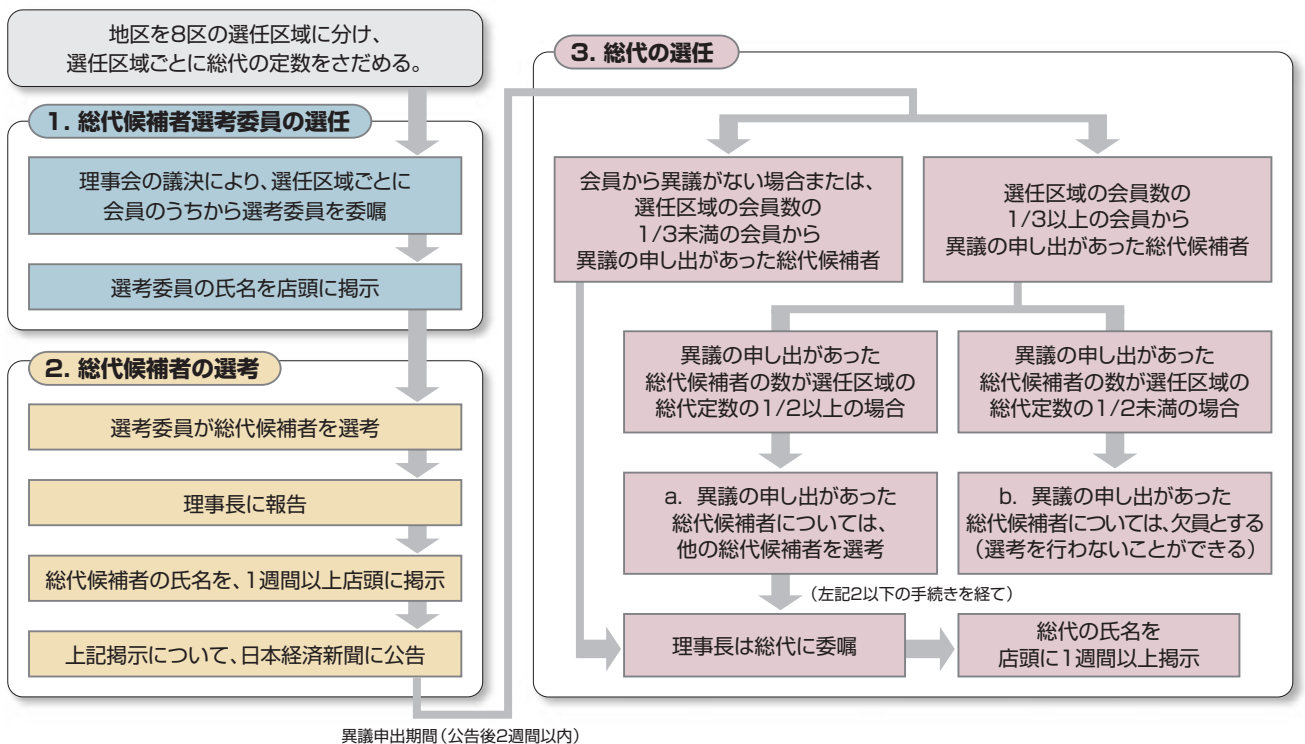
### 総代会を中心とする信用金庫の組織



## 総代とその選任方法

- 1. 総代の任期と定数** 総代の任期は3年です。定款に、総代の定数は120人以上150人以内と規定されています。25ページの表のように、選任区域の会員数に応じて決められています。
- 2. 総代の選任方法** 理事会の議決により会員の中から総代候補者選考委員を選任し、選考委員会で総代候補者を選考します。総代候補者は、会員により信任され、総代会を委嘱されるという手続きにより選任されます。

### 総代が選任されるまでの手続きについて



## 第66期通常総代会決議事項

第66期通常総代会は6月23日上野精養軒で開催され、総代数130名(ただし委任状24名)の出席をいただきました。

1. 報告事項 第66期決算書の貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の件
2. 決議事項 第1号議案 第66期業務報告書および剰余金処分案の件、第2号議案 会員持分処分に関する件、第3号議案 定款の一部変更の件